

滋賀県米原市「平和の礎」刻銘申込要領

1 趣旨

この要領は、滋賀県米原市において、戦争犠牲者への追悼と恒久の非核・平和な世界を祈念することを目的に、市内に新たに建立する「平和の礎」に係る趣意書に則り、戦争犠牲者の方のお名前を刻銘板に刻銘することについて、必要な事項を定めるものです。

2 刻銘対象者

刻銘の対象となる方（以下「刻銘対象者」という。）※1は、日清戦争（明治27年（1894年）7月）以後の戦争による犠牲となった方で、現在の米原市とゆかりのある方とします。

原則として、刻銘対象者の住所、国籍は問いません。

注）※1…刻銘対象者

【事例】

傷痍軍人、海外引揚者、戦後抑留者、各地空襲死亡者・病傷者、
海外引揚船等遭難者、広島・長崎原爆被爆者、マラリアを含む疫病罹患者、
学徒動員経験者、学童疎開経験者、戦没者の父母・未亡人・遺児・兄弟等の家族、
戦争孤児、先の大戦を背景に戦後生活困難となった者 等

3 申込方法および刻銘の可否決定

刻銘を希望される御遺族等の方（以下「申込者」という。）は、米原市長に戦争犠牲者等刻銘申込書（様式1）を提出してください。申込書には、刻銘対象者の戦中、戦後の実情等（推測を含む。）に加え、現在の米原市とのゆかり※2について、日本語で100字程度のメッセージを記載してください。

注）※2…現在の米原市とのゆかり

【事例】

・刻銘対象者が米原市民の友人のところに一時期、身を寄せていた・・・
・刻銘対象者が伊吹山、琵琶湖岸のことを思い出としてよく語っていた・・・
・刻銘対象者が米原駅を利用した縁がある・・・ 等

市は、メッセージにおける現在の米原市とのゆかり等を確認し、刻銘対象者としての可否決定を申込者に通知します。刻銘対象者として決定を受けた申込者は、後日市から通知する納付方法により刻銘に係る費用負担額（刻銘料）を期限までに納付してください。

4 申込期間

令和4年8月15日（月）から令和5年1月31日（火）まで

5 刻銘に係る費用負担額（刻銘料）

申込者が米原市に住民登録がある場合	…	5,000 円
申込者が米原市に住民登録がない場合	…	6,000 円

6 刻銘の方法など

- (1) 刻銘対象者のお名前は、申込書に記載のとおり表記します。
- (2) 表記方法はヨコ書きとし、文字は白色塗装とします。なお、日本語の場合の文字書体は、明朝体となります。
- (3) 日本語の場合の文字サイズは3センチメートル角とし、日本語以外で文字量が多い場合の文字サイズは、1人当たりのお名前の範囲をおおよそ45センチメートルとし、その範囲に合わせて決定します。
- (4) 刻銘板は、高さ1.3メートル、幅1.8メートルの石造りとし、刻銘板1枚当たり150人程度（文字彫り面は片面）の刻銘となります。
※ 沖縄県の平和祈念公園の平和の礎（へいわのいしじ）を参考としています。

7 メッセージの使用

提出された個人情報、米原市個人情報保護条例に基づき適切に管理します。なお、個人情報のうちメッセージについては、個人名を非公開とし、次の事項において使用することがあります。

- (1) 市民の平和学習の推進に関する取組
- (2) 悲惨な戦争の教訓を後世に伝える啓発活動
- (3) その他、非核・平和都市宣言の理念を踏まえた平和への取組

8 その他

- (1) 「平和の礎」建立場所は、天狗の丘北側駐車場（米原市池下98番地1）の一部を整備した場所となります。
- (2) 米原市遺族会が保有する戦没者名簿に記載された約1,400余柱については、刻銘申込みの手続きは不要です。
- (3) 刻銘板の完成時期については、時期が決定次第、刻銘の決定を受けた方に連絡いたします。

9 問合せ先

〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地
米原市平和の礎実行委員会（事務局：米原市くらし支援部社会福祉課）
電話：0749-53-5123 FAX：0749-53-5119